

全日本共和党

政策

2016—2019

から

10

地方自治改革

原則独立採算の、所謂「道州制」へ。

基本的思考

外交・軍事・公安（警察）と云った「共同体（国家）の安全」に係わる事、並びに教育等の「共同体（国家）の在り方・人としての在り方」を左右する事と云った以外の「物」に関する事々について、平時の運営は可能な限り、地方毎に任せたい。其の地域に関する事は、現に其の地域に定住している人々が一番良く知っている―と考えるからだ。

行政制度の改革

▽憲法・法律や条約（日本が締結しているもの）に反しない限りに於いて独自の条例（含む税制）を制定出来る「州」を、近隣県（都・府）同士の自発的な合併（当該近隣各県（都・府）全てに於ける「知事提案↓県（都・府）議会に於ける3分の2以上の賛成↓成年者且つ日本国民且つ当該県（都・府）民

全員に拠る投票に於ける過半数の同意」に拠り成立）に拠り形成。尚、北海道と沖縄県―共に他の県とは合併し得ない―が州へ移行する場合は、各々の首長（知事）又は住民有志の請求に拠り、政府が県（道）庁所在都市に設置する臨時の独立行政委員会が財務状況等について審査、「移行出来る」旨の判断に至った場合に県（道）議会で報告、過半数の同意を以て発議し県（道）民投票で過半数の同意を以て州へ移行。

▽州の下に「特別市と複数の区」と「複数の市・町・村、近隣の其等同士に拠る合議体としての郡」を置く。「特別市と郡」「区と市」は各々、同等の地位を持ち且つ同じ内容の権限と役割を持つ。「特別市…」と成るには、一定数以上の人口（50万人以上が妥当）又は一定規模以上の面積の何れかを満たす事を条

件とする。

▽各地方公共団体は独立採算が原則。地方交付税は緊急時（大規模自然災害や武力攻撃からの復旧）用のみ。一般財源としての間接税の一部の他、住民税や当該地方公共団体独自の租税を、何れも各地方公共団体が自らの財政状況に応じて税率を設定の上で財源確保の手段とする。

議会・首長

「議会」任期は3年且つ固定（解散無し）。当該地方公共団体の領域を一選挙区とし且つ政党名を書いて投票する拘束名簿式の比例代表選挙を以て議員を選出。重選を妨げないが、一定年齢（満70歳が妥当）を過ぎでは選ばれないものとする。

「首長（知事並びに市町村長）」任期は6年。

2期を超えて選ばれず、亦、一定年齢（満70

歳が妥当）を過ぎては選ばれないものとする。選出方法は次の手順で。

- ① 成年者且つ日本国民且つ当該地方公共団体の住民全員に抛る投票（＝普通選挙）。
- ② ①の開票の結果、得票数が上位の2候補者を対象に、当該地方公共団体の議会の全議員に抛る決選投票を行い、其処で過半数を得た候補者が当選。但し此の決選投票は、一候補者が①に於いて「成年者且つ日本国民且つ当該地方公共団体の住民全員中の過半数」の票を単独で得た場合には行われない。

■首長が任期の途中で失職した場合、当該地方公共団体の議会は、其の日から7日以内に首長代行と成る者を指名した上で、首長の職務を当該候補者に対して委任すると共に、当該首長が失職した日から1年以内且つ予算の作成に支障を来さない期間に首長

選挙を行う。首長代行が職務を行う期間は、同選挙に抛り新たな首長が就任する迄の間とする。

議会・首長共に、選挙に際しては「次年度の初日から遡^{さかのぼ}って遅くとも8箇月前」に投票そして開票を行う。即ち、次年度の初日を、現行通りに4月1日とするならば8月初めに、若し1月1日に改めるならば5月初めに―と云う事に成る。其は、毎次年度の予算編成に支障を来さぬ様にする為である。毎次年度の予算の作成・編成には施行から遡^{さかのぼ}って半年は見なければ成るまい。首長の意味（「こう云う事々をやるぞ！」）が的確に反映される事を求めるなら、其は尚更だ。

議員の任期を3年に固定した。解散が在つては、「立法の空白」が生じた所に、新たな規律（条例）が緊急に必要と成る事態が起つた場合、迅速な対応が困難に成るからだ。

其処で、解散を無くす代わりに任期を短くした。但、任期が1〜2年では政治の運営に不可欠な或る程度の計画性・継続性が確保出来なくなると思われるので、3年が妥当と考えた。亦、当該地方公共団体の領域を一つの選挙区とした上で政党名で投票する事としたのは、議会政治が飽く迄、政党と云う、同一の思想信条・主義主張の下に利益を追求し叶えようとする事を目的とする団体を介して営まれる「集^ず団業」であり、此の大原則は先ず、永久的に変わらないからだ。

一方で首長の任期を6年とし且つ「二期を超えて選出されない」としたのは、行政が「或る程度、長い眼で見取り組む必要が在る」業であり、其と「円滑な世代交代が行われる事」との「妥協点」としては、一期が4年では短いと考えるからだ。亦、首長選挙を「普通選挙」と「議会に抛る決選投票」との連用

二段階式としたのは、所謂「衆愚政治」の抑制と共に、地方政治に於ける立法と行政との円滑な連携を約束させる、云う意味も在る。

地方に於ける役割分担―道路と河川を例に

◆道路中の「国道（＝政府指定道路）」と「州道」並びに河川については、共に州が責任を負って管理・運営を担うものとし、複数の州に跨がる場合は、当該各州の合議に拠り別法人を設置し管理・運営を其の別法人（以下、管理法人）に委託する。但し、以下の各行為については、州又は管理法人の同意を得る事を条件に、当該道路又は河川が通る各特別市又は郡が管理・運営を行う。

▽当該特別市又は郡に於ける道路の交通規制・清掃・除雪・補修・改修・区画整理

▽当該特別市又は郡に於ける河川の交通規制・清掃・補修・改修

◎次頁からの「新「日本国憲法」案から・関連条文」も参照の事。

《参考——

新「日本国憲法」案から・関連条文》

(前略)

第四五条 国会の選挙人たる資格は、成年者たる日本国民である事を第一条件とし、其の他の要件は法律で是を定める。

国会議員と成る者の資格については、前項の規定の他、任期の初日から遡って最小限五年間、次の各号に記す要件を満たしている事を基本的条件として加え、其の他の要件は法律で是を定める。

一 日本国民として選挙権を行使し且つ棄権が無い事。

二 法律で定める犯罪行為の経験が無い事。

第四六条 国会議員の任期は三年とし、重選を妨げない。但し、法律で定める年齢の上限

を超えては選出されない。

国会議員は、前項の規定に拠る任期毎に行う普通選挙（以下、総選挙と云う）を以て一斉に改選されるものとする。

国会議員の任期及び総選挙の期日については、共に領土の破壊及び複数の国民の死亡を伴う自然災害又は武力攻撃（以下、当該事態と云う）が日本国内に於いて当該任期の残り一年未満の間に発生した場合に限り、法律で定める所に拠り、当該任期及び当該期日を、当該事態に因る被害の程度に応じて且つ其の発生日から一年を超えない範囲内で延期する事が出来る。此の場合に於いて、延期後の始めに行われる総選挙に拠り選出される国会議員の任期は、前任国会議員の其の延期分のみ、短縮されるものとする。

(中略)

第六七条 総統は此の憲法及び法律で定める

所に抛り、選挙を以て選ばれた者が是を務める。但し、以下の各号に在る条件を全て満たす者でなければ成らない。

一 年齢は任期の初日に於いて満四〇年以上である事。

二 任期の初日から遡って最小限二〇年間、日本国民として選挙権を行使し、其の間、三回を超える投票の棄権、法律で定める犯罪行為の経験、並びに軍隊に於ける在籍の経験が何れも無く、且つ任期の初日から遡って六年間、投票の棄権が無い事。

三 法律で定める形式に則り、相当数の成年者たる日本国民の署名に抛る推薦を得ている事。

第六八条 総統選挙に於いては、二回の投票を行うものとする。

第一回投票は、第四五条第一項の規定に該当する日本国民全てに抛る普通選挙とし、過

半数の投票を以て有効とする。

第二回投票は、第一回投票に於ける得票数にして上位の二候補者を対象として、第一回投票の日から一五日後に国会を召集した上で、国会議員全員に抛る投票を行う。是は他の議事に先駆けて行われなければ成らない。但し、国会議員の総選挙の投票が総統選挙の第一回投票と同じ日に行われた場合は、国会議長及び副議長の選出に引き続いて総統選挙の第二回投票を行う。

総統選挙の当選者は、第二回投票に於いて過半数の票数を得た者とする。但し、第一回投票に於いて一候補者が単独で第四五条第一項の規定に該当する日本国民全ての内の過半数の票数を得た場合には、其の候補者を当選者とし、第二回投票を行わない。

第四五条第一項の規定は、総統選挙の第一回投票に於いて是を準用する。

第六九条 大統領の任期は六年とし、大統領選挙の第一回投票の日から三〇日後に行われる就任の宣誓を以て始まる。(中略)

大統領は其の在職中に於いて、他の如何なる職をも兼ねる事が出来ない。

何人も、法律で定める上限の年齢を超えて大統領に選出されない。亦、何人も、二期を超えて大統領を務める事が出来ない。

第七〇条 大統領選挙の公示日及び投票日並びに大統領の任期の初日についての具体的な日程については、法律で是を定める。但し、予算の作成に支障を来すものであつては成らない。

第四六条第三項の規定は、大統領選挙及び大統領の任期に関して是を準用する。

(中略)

第八三条 大統領は、以下の各号に示す事由の何れかに至つた場合には、第六九条で定める任期に関係無く失職する。

一 第八四条の規定に拠つて解職させられた場合。

二 第八五条の規定に拠つて辞職した場合。

三 死亡した場合。

大統領の失職は、前項各号に示す事由の発生から五日以内に、国会議長及び第一四二条で定める職に在る者、並びに前項第一号或いは第二号については大統領本人が、第三号については内閣の長が、法律で定める形式の文書に署名する事に拠つて成立する。此の署名は、拒む事が出来ない。

第八四条 大統領は次の各号に在る事由の何れかに該当するに至つた場合、法律で定める所に拠り、弾劾審査を国会に於いて受けなければ成らない。

一 法律で定める犯罪行為を行い、又は其の容疑に因つて逮捕された場合。

二 国会に於いて大統領を弾劾すべき発議が在

った場合。

総統は、国会の会期外に於いて前項第一号に該当するに至った場合、当該事由の発生から一〇日以内に国会を召集しなければ成らない。国会の会期中に前項第一号に該当するに至った場合には、其の日から一〇日以内に、当該国会に於いて、自身の解職に関する議事を始めなければ成らない。

弾劾審査の結果、国会に於いて総議員の過半数が総統の失職に同意した場合は、其の日から二〇日以内に国民投票を行い、全ての成年者たる日本国民の半数以上が投票を行った中に在って過半数の賛成が在った場合、総統の失職が成立する。

第八五条 総統は、自身が行うべき職務を全う出来ないものと判断した場合には、法律で定める様式に抛り、理由を明示した上で辞職の意思を示す事が出来る。

総統は、国会の会期外に於いて前項の規定に抛り辞職の意思を示した場合には、其の日から一〇日以内に国会を召集しなければ成らない。国会の会期中に辞職の意思を示した場合には、其の日から一〇日以内に、当該国会に於いて、自身の辞職に関する議事を始めなければ成らない。

総統の辞職は、国会に於ける審議を経て出席議員の三分の二以上且つ総議員の過半数の賛成を以て成立する。

第八六条 総統が失職した場合、国会議長・内閣の長及び第一四二条で定める職に在る者は、其の日から七日以内に総統代行だいてうと成る者を指名した上で、国会を直ちに召集し、国会の同意を経て、総統の職務を当該候補者に対して委任する。

総統が国会の会期中に失職した場合には、前項と同様に総統代行と成る者を指名した上

で、当該国会に於いて直ちに同意を求める。

総統代行と成る者の条件は、第六七条第一項の第一号及び第二号の規定を準用する。

総統代行と成る者は、第一項の規定に拠る同意の後、直ちに就任の宣誓を行う。宣誓の様式は第六九条の規定を準用する。

総統が失職した場合、其の日から一年以内且つ予算の作成に支障を来さない期間に総統選挙を行う。総統代行が職務を行う期間は、同選挙に拠り新たな総統が就任する迄の間とする。

総統が失職した日時から総統代行が就任する迄の間に於いては、国会議長・内閣の長及び第一四二条で定める職に在る者が、合議を以て総統の職務を代行する。

(中略)

第一一七条 地方自治とは、一定の領域内に於いて、自らの責任を以て其の財産を管理し

亦行政を執行する事を云う。

地方公共団体は、法律で定められる領域内に於いて、地方自治を行う機関とする。

地方公共団体は、独立採算を原則とし、必要に応じて、法律及び条例で定める所に拠り、租税を住民に対して課す事が出来る。但し、住民に掛かる負担が必要最小限と成る様、注意を払わなければ成らない。

第一一八条 地方公共団体は、州を最大単位とする。

州は此の憲法及び法律に反しない限りに於いて、条例を独自に定める事が出来る。但し、外交・防衛・教育・医療・人の生命に係る安全の確保及び司法に関する条例は、委任事項が法律に在る場合に限り、是を定める事が出来る。

前項の他の州の権限については、法律で是を定める。

第一一九条 州の下に、複数の郡を置き、亦、条件に応じて特別市を置く。

郡の下に、法律で定める住民の数に応じて、市・町及び村を置く。郡は、其の領域内に在る全ての市・町及び村に拠って構成される合議体とする。

特別市は、法律で定める相当数以上の住民が市域内に於いて定住している事を、其の成立の基本要件とする。

特別市に於いては、複数の区を置く。区は各々、当該特別市の条例に反しない限りに於いて、独自の規則を定める事が出来る。

特別市・郡・市・町・村及び区は各々、此の憲法及び法律並びに自らが属する州の条例に反しない範囲内で、条例を定める事が出来る。

特別市・郡・市・町・村及び区の各々の権限については、此の憲法に規定する他、法律

で是を定める。但し、郡と特別市、並びに市と区は各々、対等の権限を持つものとし、且つ、権限の範囲について、市及び区が郡及び特別市を、町が市及び区を、村が町を、各々上回るものであつては成らない。

第一二〇条 州・特別市・市・町及び村の各々の長は、日本国民且つ成年者たる当該地方公共団体の住民が直接、是を選挙する。

特別市に於ける各区の長は、当該特別市の長が日本国民且つ成年者たる当該区の住民から候補者を指名し、同じ区の住民の直接投票に拠る信任を得た上で当該職に任命する。

第六七条第一項の規定は、前項の規定に基づく選挙の候補者については是を準用する。此の場合に於いて、第一号の「満四〇年」は「満三〇年」に、第二号の「二〇年間」は「一〇年間」に、同号の「三回」は「一回」に、各々読み替える。

第一二一条 州・特別市・市及び町（以下、州等と云う）には各々、議会を置き、其の議員は、日本国民且つ成年者たる当該州等の住民が直接、是を選挙する。

第四五条第二項の規定は、各州等議会の議員については是を準用する。

特別市・市及び町に於ける議会の議員は、他の職業との兼務を原則とする。

第一二二条 州等が条例を制定し、亦予算を決定する事は、当該州等に於ける議会の議決に拠る。

第五六条第一項の規定は、州等に於ける議会の議決に是を準用する。

村に於ける条例の制定及び予算の決定については、当該村の長が、日本国民且つ成年者たる当該村の住民に拠る集会に於いて過半数の同意を経た上で、是を行う。此の場合に於いて、集会に参加する住民の資格については、

第四五条第二項の規定を準用する。

第一二三条 地方公共団体同士が合併し、又は地方公共団体の境界線を変更するには、当該関係各地方公共団体毎に、首長が提案し、議会の議決を得た後、日本国民且つ成年者たる当該地方公共団体の住民に拠る直接投票（以下、住民投票と云う）を行い、以て過半数の同意を得なければ、是を行う事が出来ない。但し、村が是に関わる場合、当該村については第一二二条第二項の規定を準用する。

第一二四条 特別市と成る資格を得た市が特別市へ移行する場合には、前条（但書を除く）の規定を準用する。

第一二五条 州等は、前二条以外の場合にも、法律及び条例で定める所に拠り、必要に応じて、自らの領域に於ける政策に関する住民投票を行う事が出来る。但し、第一一八条第二項但書に在る分野については、住民投票を可

とする旨の事項が法律に在る場合に限る。

第一二六条 郡の長は、当該郡に属する全ての市・町及び村の長に抛り構成する会議（以下、当該郡内首長会議と云う）に於いて、同会議の構成員の中から選出する。

郡が条例を制定し、亦予算を決定する事は、当該郡内首長会議が議決し、同郡に於ける各市及び各町の議会並びに各村の住民集会が全て、同意する事に抛る。

第一二七条 各地方公共団体は、法律及び条例で定める所に抛り、複数の職員を登用する。

（中略）

第一二八条 行政府は、特定単一の地方公共団体のみを対象とする法律を制定する事が出来る。但し此の為には、国会に於ける議決の後、当該地方公共団体に於いて、住民投票に抛り過半数の同意を得なければ成らない。

行政府が国家の名に抛る事業を、単一他は

複数の特定地方公共団体の領域に於いて行おうとする場合には、当該事業に関する計画の内容を公表した後、其の建設と運営に要する費用を（中略）計上する前に、当該地方公共団体に於いて、住民投票に抛り過半数の同意を得なければ成らない。

第一二九条 各地方公共団体の住民は、必要に応じて、自治会を近隣区域毎に組織し、此の憲法及び法律並びに当該地方公共団体の条例に反しない限りに於いて、近隣区域間に共通の利益を齎す為の活動を独自に行う事が出来る。

自治会は、地方公共団体に準ずる公共機関とする。

（中略）

第一四二条 最高裁判所に於いては、（中略）裁判官の改選の後、直ちに裁判官全員に抛る会議を行い、長官を互選且つ裁判官全員の三

分の二以上の賛成に抛り選出する。長官に選出された者は、改めて総統の認証を受け、長官に就任する。

(後略)

◎此の文書は未完の状態であり今後、順次且つ随時、加筆補充する予定です。

(2014年2月12日現在)